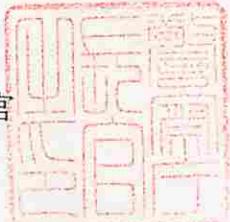


行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中理司 様

警察庁長官



平成29年3月9日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

警察官が犯罪被害者の事情聴取を行う際、どのような場合であれば、犯罪被害者から依頼を受けた弁護士が同席できるかが分かる文書

2 不開示とした理由

警察庁では、上記1に係る行政文書を作成しておらず、また、都道府県警察等から当該文書の送付を受けていないことから、本開示請求に係る文書を保有しておらず、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をできなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ・住所 | 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 |
| ・担当係 | 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 |
| ・担当者名 | 水口 |
| ・電話番号 | 03(3581)0141 内線2188 |
| ・FAX | 03(3581)6840 |
| ・E-mail | koukai@npa.go.jp |